

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 9 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 31 年 2 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

文化観光商工部文化交流課

第 2 監査の期間

平成 30 年 12 月 17 日（月）、18 日（火）、19 日（水）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 契約事務について

予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1. 財産管理について

オランダ商館跡地（国指定史跡）については、既に国土調査が完了しており、現台帳地積と現況地積が相違していることから、調査の上公有財産台帳の整備に努められたい。

2. 補助金について

指定文化財保存整備事業（消防設備点検）補助金の算定において、消費税及び地方消費税の取扱に相違が見られたので、統一されたい。

3. 契約について

漁業説明板製作設置業務委託において、変更契約を行っていたが、関連規程等を十分に理解していない面が見られたので、今後、関連規程等の把握を行い適正な事務処理に努めていただきたい。

【意見】

1. 平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫の管理運営について

平戸オランダ商館（略称）については、平成 23 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を開始し、有料入館者は年間 61,482 人となり、平成 24 年度末の累積黒字が 7,959 千円となっていた。しかしながら、平成 25 年度に単年度の赤字となり、平成 28 年度には指定管理料の増額補正により一旦黒字となったものの、平成 29 年度末には累積赤字が 4,172 千円となっている。

その間、平成 27 年度に 938 千円、平成 28 年度には 6,136 千円の一時借入れを行い、年度内に前年度分を合わせた額を返済している。しかし、平成 29 年度には 7,818 千円を一時借入れ、年度内に 4,818 千円を返済し、残り 3,000 千円を繰越している。これは翌年度当初の運転資金と考えられるが、一時借入れを繰り返すことは経営悪化を招きやすい。

一方、このような赤字体質となった主な要因は入館者の大幅な減少にあり、平成 29 年度の有料入館者は 26,231 人で、初年度に比べて 35,251 人（57.3%）減少している。

現状から推計するに、今後入館が増える見込みは低く、現在の経営状態から直ちに抜け出せるとは考えにくいことから、物販等の収益事業のあり方も含めて検討が必要である。こうした経営努力を重ねることで、指定管理料の算定にあたっては、経費の抑制はもちろんのこと、入館者数の見直しを含め損益分岐点を見出し、必要な財源を確保できるよう指定管理者と十分な協議を行い、経営の安定化を図っていただきたい。

第 6 むすび

平成 29 年度に実施した海外姉妹都市交流事業短期留学訪問に係るふるさと納税ガバメントクラウドファンディング寄付金については、目標額に達しなかったものの一定の額を集めることができた。従来のふるさと納税制度の規制が強化されるなか、新たな手法として有効に利用できないかふるさと納税の所管課と連携して検証していただきたい。

平成 30 年 7 月 4 日「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され、本市においても平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳、中江ノ島）が構成資産として認定された。平成 30 年 4 月には、春日集落拠点施設「かたりな」がオープンするとともに、世界遺産関連の各種イベントが継続的に行なわれ、本市への来訪者が増加したと思われる。今後ともイベント効果に期待しつつも、一時的な来訪者の増加に終わらぬよう、キリシタン信仰の発祥地として、その歴史的重要性を息長く発信することで地域の活性化に繋がっていくことを希望いたします。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。